プロが伝える介護の本音

困った時に助けてくれる介護保険。でも制限もあり意外と自由に使えなかったりします。また詳細な情報が十分伝わっていないため実際詳しいところはわからないという話も耳にします。このコーナーでは、何回かに分けて介護保険の豆知識を解説していきたいと思います。第1回はどんなサービスがあるか簡単に説明します。

○訪問介護

家事や調理などの「生活援助」。おむつ交換や入浴介助などの「身体介護」の2つに分かれています。生活援助は基本的に家族がいると利用することができません（日中独居などケースによっては利用できます）。また要支援の方は身体介護を利用することはできませんし、回数制限があります。

○訪問看護

看護師が自宅を訪問し血圧や体温などの測定、医療ケア、清拭（体をふく）や排泄介助等を行います。医師の意見書が必要で医師の許可がないとサービスは利用できません。

○訪問リハビリ

理学療法士等のリハビリの専門家が自宅を訪問しリハビリを行います。原則通所リハビリとの併用はできません。医師の意見書が必要で医師の許可がないとサービスは利用できません。

○訪問入浴

看護師を含む3人のスタッフが自宅へ訪問し入浴支援を行います。分解式の浴槽を自宅で組み立てて入浴介助を行うのが特徴です。車にボイラーがついているため、タオルや着替え以外自宅で用意するものはありません。車を停めるスペースが必要です。

○通所介護（デイサービス）

送迎付きで施設に通っていくサービスです。食事や入浴、レクリエーションが提供されています。要支援の方は回数制限があります（要支援1は週1回、要支援2は週2回程度の利用となります）

○通所リハビリ（デイケア）

送迎付きで施設に通っていくサービスです。食事や入浴、レクリエーションの他リハビリが提供されています。医師の許可がないとサービスは利用できません。

○短期入所生活(療養)介護（ショートステイ）

緊急時短期宿泊サービスが利用ができるといわれていますが、基本的にいっぱいで予約しておかないとほとんど利用することができません。また予約が必ず通るとも限らないのが現状です。短期入所療養介護のほうは、特別養護老人ホームではなく、老人保健施設を利用した場合の名称です。特別養護老人ホームや単独のショートステイセンターは通常短期入所生活介護と言われています。

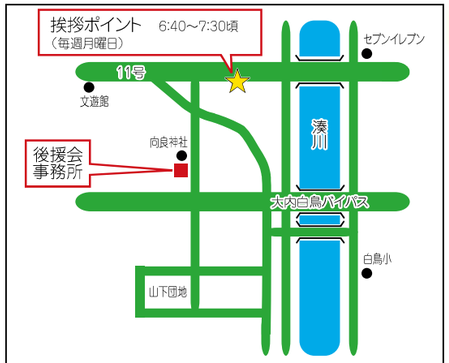

山口だいすけ後援会　事務所

〒769-2701　東かがわ市湊1104-3

TEL：0879-25-0575

FAX：0879-25-9927

携帯：090-9456-3715

ホームページ・Facebookも公開中→

山口大輔のプロフィール

【地域福祉・学校活動】
東かがわ市居宅介護支援専門員等連絡協議会会長顧問
東かがわ市白鳥地区　福祉委員
東かがわ市人権推進課しあわせづくり講師団講師
東かがわ市地域啓発人権推進委員
東かがわ市地域包括支援センター運営協議会委員
東かがわ市高齢者虐待防止ネットワーク会議委員
東かがわ市予防運動指導　講師
（サロン教室などで運動やレクリエーションを指導）
東かがわ市立白鳥幼稚園PTA会長・副会長
東かがわ市幼稚園PTA連絡協議会会長
家庭教育学級・放課後子ども教室講師

【スポーツ・地域活動】
東かがわ市スポーツ推進委員連絡協議会事務局
（小学校土曜日学習で体育・ニュースポーツの指導）
東かがわ市太極拳協会事務局
東かがわ市とらまるカンフースポーツ少年団代表
総合型地域スポーツクラブとらまるクラブONLYON会長
香川県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会役員
NPO法人日本中華武術教会　理事長
わくわくチャレンジ教室（バルーンアート）講師
バルーンアーティストDAISUKEとして市内イベントに参加

【保有資格】
主任介護支援専門員（ケアマネジャー）/社会福祉主事
赤十字救急法救急員/生涯スポーツ指導者/整体師
太極拳・カンフーインストラクター/スポーツリーダー
子ども身体運動発達指導士/こどもパートナー　他

昭和50年3月8日	東かがわ市湊（旧白鳥町）に生まれる
昭和64年　3月	白鳥小学校　卒業
平成　5年　3月	白鳥中学校　卒業
	※小～中学の間は典型的ないじめられっこ。そのうえ話すのが苦手、運動音痴で努力嫌いという内向的な性格でした
平成　5年　3月	三本松高等学校　卒業
	※バレーボール部に所属。運動が好き、話す事が大好きと180度性格が変わりました
平成　9年　3月	四国学院大学　社会福祉学科卒業
	※バレーボール部・手話サークルに所属。
平成　9年　4月	社会福祉法人瑞祥会　入社
	※相談員として活動。ISO9001認証に尽力
平成15年　5月	社会福祉法人瑞祥会　退社
平成16年12月	居宅介護支援事業所このみ　設立
	※約10年間業務の傍ら、地域活動や委員に参加。
平成27年　4月	東かがわ市議会議員選挙　初当選

後援会へのご入会はいつでも受け付けています。
メール・FAX・電話でも受け付けておりますので
お気軽にご連絡ください。

山口だいすけの だいちゃん通信 第1号

討議資料

2015.07 発行

～今回のテーマ～

1.トピックス - 創刊に向けて・ごあいさつ
2.明日役立つ?豆知識 -議会・法律に関する豆知識-
3.プロが伝える介護の本音 - 介護事業所の種類

発行:山口だいすけ後援会
〒769-2701　東かがわ市湊1104-3　0879-25-0575

トピックス

はじめまして、**山口だいすけ**です!

2015年1月に後援会を設立、「笑顔あふれるまちづくり」を目標に活動を始めました。同年4月26日に行われた東かがわ市議会議員選挙では、「1133票」をいただき、市議会議員に初当選いたしました。現在民生文教常任委員会副委員長として、主に市民部（市民課、福祉課、保険課、子育て支援課）や教育関係（学校教育課、生涯学習課）等に関する事業を中心に活動を始めたところです。

市民目線の報告を行うため普段はインターネット配信（ブログ、Facebook）を行っていますが、紙媒体での報告も考え広報誌を作成しました。今後定期的な発行を計画していますので、皆さんが聞きたいテーマなどありましたらお知らせください。気になる内容ですが議会の内容や議案決議などは、議会が発行している議会だよりに詳しく掲載されています。そこでこの広報紙では議会や法律の裏話、ワンポイントアドバイスなどを中心に掲載しながら、市議会や行政が近くに感じられるよう、楽しく情報交換をしていきたいと考えています。

市議になっても続けていきます!

①自転車で市内探索

選挙期間中も自転車で市内を走っていましたが、車では気がつかなかった土地や道路、建物、空家の現状などが自転車だと良く見えました。これからも時間があれば自転車で市内を探索して行きたいと思います。地元の人から話を伺い、多くの事を知っていこうと思いますので、見かけたら気軽に声をかけて下さい。

②挨拶運動

「大きな声での挨拶は笑顔になる第一歩」
小学校で教えられたこの考えは今でも人生の柱になっています。児童から高齢者までみんなが笑顔で挨拶できる町であり続けるため、これからも挨拶運動を続けていきます。
毎週月曜日6:40～7:30の間、挨拶を続けています。

明日役立つ豆知識

こういう広報では、よく議会で何が決まった、自分が何を質問したかといった内容が良く書かれています。正直皆さんは隅々まで読んでいたでしょうか？正直僕はあまり読んでいませんでした。それは「小難しい」「よくわからない」という考えがあったからです。
もちろん自分が何を考えて何を質問した、あるいは行動しているかを報告することはとても大切です。でも時にはこんなこともあるんだといった豆知識や、裏話を掲載することで、市議会の活動を身近に感じてもらいたいと思っています。

Vol.01　議席番号はこうして決まる

あまり注目されていませんが、議員には全員番号がついています。要は議場で座る座席のナンバーなんですが、これが実に奥深いものだったんです。
一見するとランダムに決められているように見えますが、ある法則があります。それは会派がまとまって席を決めた後で、残った席を無会派で決めるというものです。
下の図をご覧ください。（図は議場のイメージです。誤字等ありましたらお知らせください）

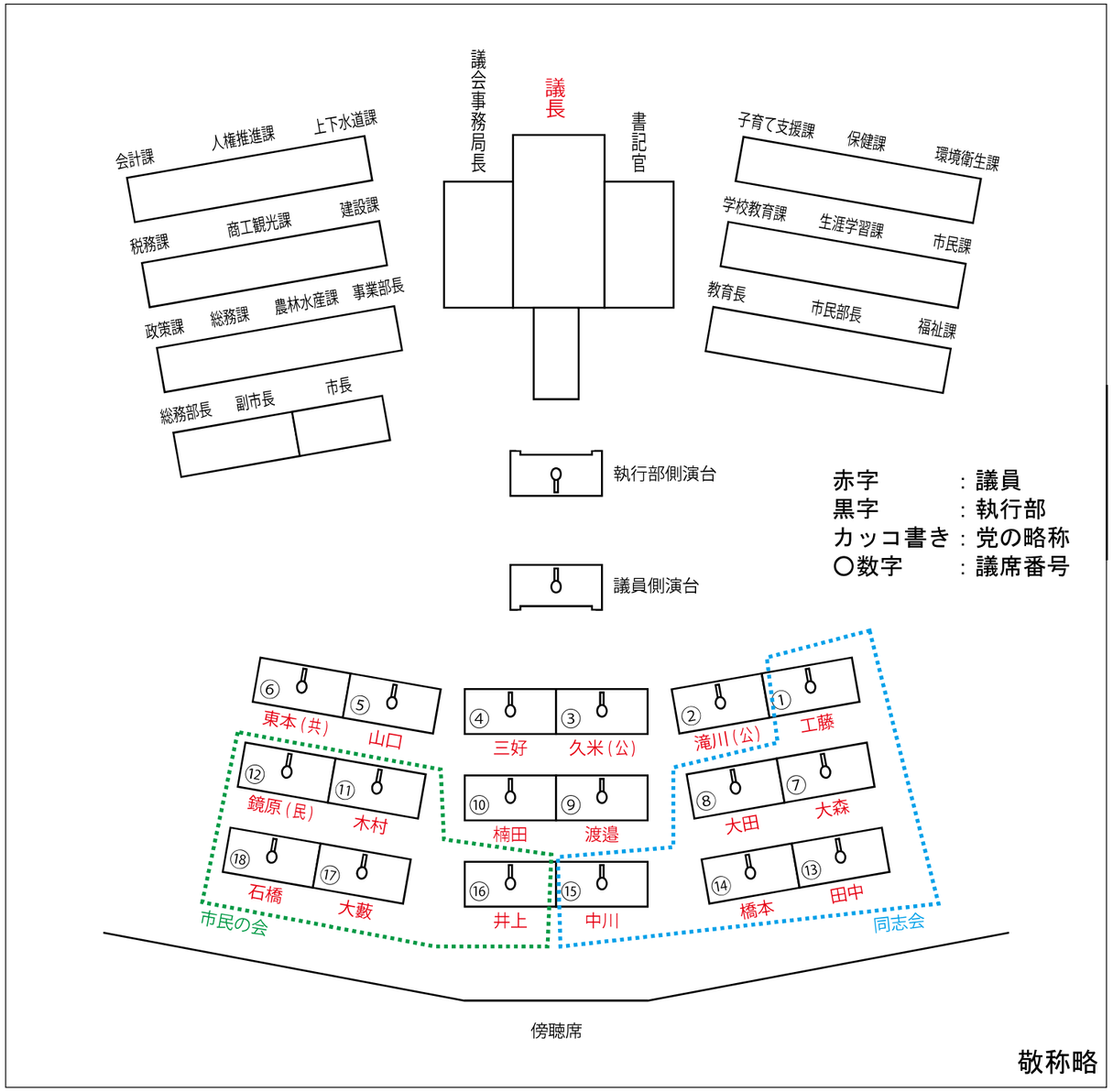

最初に座席表を渡されたとき、既に2つの会派の座席が確定していましたので、私は自然と残った所になります。（この時点では会派のどの席にだれが座るかまでは知らされていませんでした）
ここから、「同じ党の人は並んで座らせてあげたらいいのかな？」「私はこっち側の席に座りたい」という意見が出てきます。どこに座りたいという要望はなかったので、最後に残った５番が私の４年間の議席番号になったわけです。

図は議場の座席表ですが、反対側は執行部として行政の課長以上が出席して座っています。ここで意見交換や答弁が行われていくわけです。

６月定例会から導入されるインターネット配信では全体図が出ないかもしれません。傍聴に来るといろいろ見えますので皆さんぜひ参加してみてください。

Vol.02　当選後お礼に来ない議員

「あの議員は選挙の前は挨拶に来たけど、当選したらお礼も言いに来ない」
　この言葉はこれまで良く耳にしてきた言葉です。議員さんは選挙前だけ良く来るんだ。そんなイメージを私も持ってました。自分だったら必ずお礼に行くぞ！
　そんな私が立候補して初めて知った事実がこれです↓

> 「公職選挙法」より抜粋
>
> （選挙期日後の挨拶行為の制限）
> 第百七十八条　　何人も、選挙の期日後において、当選又は落選に関し、選挙人に挨拶する目的をもつて次に掲げる行為をすることができない。
> 一　　選挙人に対して戸別訪問をすること。（以下略）

「えっ、お礼に行くのは法律違反なの？！」みなさん知ってましたか？
この法律があるのでお礼に行きたくても行くことができないんです。解釈によっては「当落の挨拶が主たる目的でなければいいのか」ということになりますが、あくまでこれは自分たちに都合のいい解釈。今も選挙管理委員会と相談しながら活動していますが、法律は難しいです。

Vol.03　議員は何をしているのか？

「議員は会議の時以外役場に行っているのか？」等言われている議員さんの活動状況。本当はどうなのか体験して分かったのが、意外と忙しいという事でした。
　ちなみに新人の私の場合、当選後のスケジュールは以下のものでした。

4月26日　投票日
4月27日　当選証書授与式（出席）
4月30日　議員総会（出席）
5月 5日　子供だんじり歌舞伎（来賓）
5月 8日　平成27年度第2回臨時会（出席）
5月11日　議会運営委員会（傍聴）
5月15日　市運営の委員会（傍聴）
5月18日　議会広報広聴特別委員会（傍聴）
5月21日　新議員研修（出席）
5月22日　新議員研修（出席）
5月23日　白鳥小学校運動会（来賓）
5月27日　市運営の委員会（傍聴）
5月28日　全員協議会（出席）
5月28日　三本松ｺﾐｭﾆﾃｨｾﾝﾀｰ内覧会（出席）
5月29日　議会運営委員会（傍聴）
5月29日　議会改革推進会議（出席）
5月30日　地元行事（来賓）
6月 4日　市議会本議会
6月 5日　民生文教常任委員会（出席）
6月 6日　白鳥中学校運動会（来賓）
6月11日　人権会議総会（出席）
6月18日　市議会本議会
6月19日　市議会本議会
6月22日　市議会本議会
6月25日　西日本人権後援会（～26日：出席）

以上一部抜粋

　自分の所属する会以外も基本傍聴で参加が通例になっています。委員長ともなると各課、議員との調整のため休む暇もなく動いています。その為役場や関係施設に来ている姿をよく目にしますよ。